

文部科学省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

平成 29 年 3 月

文 部 科 学 省

目 次

第一	基本的な考え方.....	1
第二	措置の内容.....	2
第三	進捗状況と対応方針.....	4
第四	実施状況の点検.....	5
第五	その他の措置.....	6

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）の改正により、事業対象地域ごとに処分期間内に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することを義務付け、同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。

また、平成 28 年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされている。

本実行計画は、基本計画の記述に基づき、文部科学省、文部科学省所管の国立大学法人および大学共同利用機関法人ならびに独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）¹が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託及び廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本実行計画の対象期間は、平成 29 年 3 月（制定時）から平成 35 年度末（基本計画に記載の完了期限）²までとする。

¹ 文部科学省、文部科学省所管の国立大学法人および大学共同利用機関法人ならびに独立行政法人等の一覧については表 3 のとおり。

² 基本計画に記載の完了期限については、表 2 のとおり。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 文部科学省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

(1) 既届出分の早期処理の推進に向けた進捗管理

文部科学省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、文部科学省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に処理を完了するように、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、処分委託等を確実にを行うとともに、これらの取組をできる限り加速する。また、処分期間は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管・所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。

(2) 掘り起こし調査

さらに、既届出分の把握や早期処理だけではなく、期限内の確実な処理のためには、管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することが必要である。

処理期間の末日が直近に迫っているポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査について、自家用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等において当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に依頼し、徹底した調査を実施する。ただし、年次点検が平成29年度以降に予定されている施設については、平成28年度内に、これまでに行った確認の記録等を再度確認するなど、可能な範囲で確認を行うよう努める。

また、安定器等についても、電気工事関係者等に依頼する等して、計画的に掘り起こし調査を推進する。

上記の取組状況の進捗を定期的に点検し、処分期間内に率先して処分委託を完了するために必要な措置を講ずる。

2. 補助金の交付等を行っている施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期の処分委託・廃棄に係る要請

独立行政法人等が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法に基づく管理状況の届出がされているポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、独立行政法人等に対し、各法人が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、徹底した掘り起こし調査を行うよう要請する。

さらに、独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けたスケジュールを把握し、処分期間内にできるだけ早期の処理を完了するように、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、処分委託等を要請する。

加えて、各法人の早期処理に向けた取組状況について、毎年度フォローアップ調査を行い、その進捗状況に応じて、さらに必要な要請を行う。

3. その他の施設等に対する早期処理に係る周知

私立学校（専修学校、各種学校を含む。）に対して、実態把握及び処理期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

第三 進捗状況と対応方針

1. 文部科学省が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況

- (1) 文部科学省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等については、別表 1.1 のとおり。
- (2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等の保管量、所有量等については、別表1.2のとおり。
- (3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等については、別表 1.3 のとおり。

2. 文部科学省が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

文部科学省が管理する施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、速やかに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。また、当該見通しに基づき、今後第四に示す方法で点検を行うこととする。

3. 独立行政法人等が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況等

独立行政法人等が管理する施設等における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量は別表 2.1～別表 2.3 のとおり。

当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、各法人が管理する施設が所属する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの処分期間末日までに確実に

処分委託をするように早期の取組を要請する。さらに、各法人において改めて掘り起こし調査を実施し、全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を確実に処分期間内に処分委託・廃棄するよう要請する。

第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定時期を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、優先的取組の波及を促す観点から、文部科学省が管理する施設等及び独立行政法人等が管理する施設等についての点検結果を毎年度公表する。

第五 その他の措置

文部科学省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を確実かつ早期に完了することが最優先であり、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、平成 29 年 3 月時点において、文部科学省が管理する施設等で保管・所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の保管・所有量について、表 1 のとおり示す。

【表 1】文部科学省が管理する施設等の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成 29 年 3 月時点）

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分予定時期
大型変圧器等	Kg	—	—
大型コンデンサー等	Kg	—	—
安定器	Kg	324	平成 30 年度
小型変圧器・コンデンサー	Kg	431	平成 30 年度
その他汚染物等	Kg	—	—

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	使用量	処分予定時期
大型変圧器等	Kg	—	—
大型コンデンサー等	Kg	—	—
安定器	Kg	—	—
小型変圧器・コンデンサー	Kg	—	—
その他汚染物等	Kg	—	—

【表2】中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）

事業名(実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間*
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日(安定器及び汚染物等の量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪(大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田(愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリブロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで

東京(東京都 江東区青海3 丁目地先)	大型変 圧器・コ ンデン サー等	D地域	C地域の車載変 圧器の一部、E 地域の大型変圧 器の一部	2.0トン/ 日(ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	D地域(小 型電気機器 の一部に限 る。)	北九州PCB処 理事業所及び大 阪PCB処理事 業所から発生す る廃粉末活性炭		平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
北海道(北海道 室蘭市仲町)	大型変 圧器・コ ンデン サー等	E地域		1.8トン/ 日(ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	D地域及び E地域(東 京PCB処 理事業所 における処理 対象物を除 く。)			平成36年3月31 日	平成36年4月1 日から平成38年 3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、
処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了
期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

【表3】文部科学省、文部科学省所管の国立大学法人および大学共同利用機関法人ならびに独立行政法人等一覧

種別	名称	備考 (平成28年度時点)
文部科学省	文部科学省(総括)	
	文部科学省(本省、スポーツ庁、文化庁)	
	国立教育政策研究所	
	科学技術・学術政策研究所	該当無し
	日本学士院	該当無し
	日本芸術院	
国立大学法人	北海道大学	処理済み
	北海道教育大学	処理済み
	室蘭工業大学	処理済み
	小樽商科大学	処理済み
	帯広畜産大学	処理済み
	旭川医科大学	該当無し
	北見工業大学	処理済み
	弘前大学	
	岩手大学	処理済み
	東北大学	
	宮城教育大学	
	秋田大学	
	山形大学	処理済み
	福島大学	該当無し
	茨城大学	処理済み
	筑波大学	処理済み
	筑波大学(東京管内)	
	筑波技術大学	該当無し
	宇都宮大学	
	群馬大学	処理済み
	埼玉大学	
	千葉大学	
	東京大学	
	東京大学(北海道管内)	処理済み
東京大学(豊田・大阪管内)		

東京医科歯科大学	
東京外国語大学	
東京学芸大学	
東京農工大学	
東京芸術大学	
東京工業大学	
東京海洋大学	
お茶の水女子大学	
電気通信大学	
一橋大学	
横浜国立大学	
新潟大学	
長岡技術科学大学	該当無し
上越教育大学	該当無し
富山大学	
金沢大学	
福井大学	処理済み
山梨大学	処理済み
信州大学	処理済み
岐阜大学	
静岡大学	
浜松医科大学	該当無し
名古屋大学	
愛知教育大学	
名古屋工業大学	
豊橋技術科学大学	
三重大学	
滋賀大学	
滋賀医科大学	該当無し
京都大学	
京都教育大学	
京都工芸繊維大学	
大阪大学	
大阪教育大学	
兵庫教育大学	該当無し
神戸大学	

	奈良教育大学	
	奈良女子大学	
	和歌山大学	
	鳥取大学	処理済み
	島根大学	処理済み
	岡山大学	処理済み
	広島大学	処理済み
	山口大学	処理済み
	徳島大学	処理済み
	鳴門教育大学	処理済み
	香川大学	処理済み
	愛媛大学	処理済み
	高知大学	処理済み
	福岡教育大学	処理済み
	九州大学	処理済み
	九州工業大学	処理済み
	佐賀大学	処理済み
	長崎大学	処理済み
	熊本大学	処理済み
	大分大学	処理済み
	宮崎大学	処理済み
	鹿児島大学	処理済み
	鹿屋体育大学	該当無し
	琉球大学	該当無し
	政策研究大学院大学	該当無し
	総合研究大学院大学	該当無し
	北陸先端科学技術大学院大学	該当無し
	奈良先端科学技術大学院大学	該当無し
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構	
	自然科学研究機構	
	自然科学研究機構（北海道管内）	処理済み
	自然科学研究機構（豊田管内）	
	高エネルギー加速器研究機構	処理済み
	情報・システム研究機構	
	情報・システム研究機構（豊田管内）	

独立行政法人	国立科学博物館	
	国立女性教育会館	該当無し
	国立青少年教育振興機構	
	国立特別支援教育総合研究所	
	教員研修センター	該当無し
	大学改革支援・学位授与機構	該当無し
	大学入試センター	該当無し
	国立高等専門学校機構	
	日本学生支援機構	
	科学技術振興機構	該当無し
	量子科学技術研究開発機構	
	日本学術振興会	該当無し
	理化学研究所	
	物質・材料研究機構	
	防災科学技術研究所	
	海洋研究開発機構	
	宇宙航空研究開発機構	
	日本原子力研究開発機構	
	日本スポーツ振興センター	
	国立美術館	
日本芸術文化振興会		
国立文化財機構		
特殊法人等	放送大学学園	該当無し
	日本私立学校振興・共済事業団	